

## 県民意見募集手続に関する要綱の運用について

### 1 第2条関係

県民とは、県内に居住する個人及び県内に所在する団体等をいう。

### 2 第3条第1項関係

計画、方針、条例、制度の制定・改定等の素案だけでなく、素案制定前の基本的な考え方や骨子案、検討段階のもの、計画等策定以降の実施計画等についても実施機関の判断で実施できる。

また、同一事案について実施機関の判断で複数回実施できる。

### 3 第3条第1項（1）関係

事例としては、「大分県長期総合計画(大分新世紀創造計画)」や「豊の国農業・農村ビジョン21」のように、県政全体または各分野における基本的な計画をいう。

### 4 第3条第1項（2）関係

すべての条例を対象にするものではない。なお、「地方税の賦課徴収並びに分担金、使用料及び手数料の徴収に関するもの」は、地方自治法第74条においても直接請求の対象にされていない。

### 5 第3条第1項（3）関係

すべての規則、審査基準、処分基準及び行政指導指針（以下「規則等」という。）を対象にするものではない。条例の施行期日について定める規則その他の別紙に掲げる規則等は、対象としない。

### 6 第3条第1項（4）関係

資金の貸付・補助金等の行政サービスに係るもの、行政内部のみに適用されるもの及び個別具体的な処分・計画については対象としない。

### 7 第3条第1項（5）関係

「広く県民が利用する公共の建物」とは、美術館や博物館などの文化施設、体育館や運動公園などのスポーツ施設、病院や福祉施設、観光施設など、広く一般の県民が利用することを目的とする施設をいう。

### 8 第3条第2項関係

「本手続に準じた手続」とは、広く案を県民に公表し、意見を求める手続をいい、単に審議会を設置していることを指すものではない。

## 9 第4条関係

本手続を具体的に実施する組織の例示

- ・大分県行政組織規則（昭和31年大分県規則第10号）に定める本庁の課等
- ・大分県教育委員会行政組織規則（昭和39年大分県教育委員会規則第6号）に定める本庁の課等
- ・大分県警察の組織に関する規則（平成6年大分県公安委員会規則第1号）に定める大分県警察本部の課等
- ・大分海区漁業調整委員会事務局
- ・大分県企業局

## 10 第5条関係

公表の時期は、計画等の策定段階において、県民の意見を反映するのにもっとも相応しい時期を実施機関の長が判断して定める。審議会等に諮問する計画等の場合も、答申の前後等いずれの時期に公表するかは実施機関の長が判断する。従って、計画等の制定に当たっては、この手続を加味したスケジュール管理が必要である。

関係資料を公表する目的は、県民が案について十分理解できるようにするためのものであり、その作成に当たっては次の点に留意すること。

- ・計画等案の検討過程の資料（考え方や理由などの資料、検討委員会や策定委員会等で出された意見、代替案、別案等）についてもできるだけ添付すること。
- ・素案の概要書、要約版、図表、新旧対照表を添付するなど、案の内容をより分かりやすくするための工夫をすること。
- ・参照条文、条文の解説、用語解説、補足説明等の参考資料を添付すること。
- ・お役所的文章表現や専門用語をできるだけ避け、分かりやすい表現とすること。

### 11 第6条第1項関係

公表期間は意見等の募集期間とする。

### 12 第6条第2項関係

適用する場合はあらかじめ広報広聴課と協議すること。

### 13 第6条第3項関係

広報広聴課が企画・提供する広報媒体（新聞、ラジオ、テレビ等）を利用する場合はあらかじめ広報広聴課と協議すること。

### 14 第7条第1項関係

意見等の募集に当たっては、意見等の提出先の所在地、担当機関名等（課名等）、ファクシミリ番号、メールアドレスを明示すること。

### 15 第7条第2項関係

その他の属性とは、性別、年齢、職業、電話番号とし、必要に応じてその情報を求

めるものとする。なお、性別、年齢、職業に関する情報を求める場合は、その理由を明示すること。

氏名、住所を求めるのは、意見の責任の所在を明確にすることと、内容の確認を行う必要が生じた場合に連絡がとれることを目的とする。従って、氏名及び住所の明示のない意見等は、要件を欠くものとして受理しない。なお、このことは案の公表時に明示すること。

#### 1.6 第8条関係

当初の期間を超えて意見募集をしようとするときは、あらかじめ広報広聴課と協議の上、その旨を実施機関の事務室、情報センター、地区情報コーナー及び県庁ホームページにおいて公表中の資料に明示すること。

#### 1.7 第10条第1項関係

意見提出者に対して個別に回答する必要はない。

公表する意見等の内容は、当該意見の概要としても差し支えない。

「整理して」とは、意見を類型化して、その類型ごとに県の考え方等を示すことをいう。

賛否のみを述べた意見には、案そのものが県の考え方であるので、あらためて県の考え方を示さないことができる。

#### 1.8 第10条第3項関係

縦覧の期間及び県庁ホームページへの掲載期間は、3箇月を目安とする。

#### 1.9 第11条関係

実施機関の長は、本手続の実施について事前に広報広聴課長に協議するとともに、実施結果を広報広聴課長に速やかに報告するものとする。

広報広聴課長は、本手続の実施状況及び実施結果について一覧表を作成し、県庁ホームページに掲載するものとする。

県庁ホームページの掲載期間は、1年を目安とする。

(別紙)

## 規則等を定める場合における県民意見募集手続の実施について

### 1 規則等を県民意見募集手続の対象とした経緯

法律に基づく命令又は規則、審査基準、処分基準及び行政指導指針(以下「命令等」という。)を定める手続に関し意見公募手続等に係る規定を整備することにより、行政運営における公正の確保と透明性の向上を図るため、行政手続法(平成5年法律第88号。以下「法」という。)が一部改正され、命令等を定める際に、その案を公示し、広く一般の意見を求めることとされた。

この意見公募手続に係る規定は、地方公共団体の機関が命令等を定める行為については適用されないが、地方公共団体は、法の趣旨に沿って必要な措置を講ずるよう努めなければならないこととされていることから、規則等(規則、審査基準、処分基準及び行政指導指針をいう。)を定める行為を、県の政策等の意思形成過程の公正の確保と透明性の向上を図り、県政に対する県民の理解と参加を推進することを目的として実施している県民意見募集手続の対象とするものである。

### 2 定義

県民意見募集手続に関する要綱第3条第1項第3号に定める用語の意義は、次に定めるところによる。

- (1) 規則 法律の委任に基づいて知事が定める規則のほか、地方自治法(昭和22年法律第67号)第15条第1項の規定により知事が定める規則をいう。
- (2) 規程 地方自治法第138条の4第2項に規定する委員会が定める規則その他の規程をいう。
- (3) 処分の要件を定める告示 法令の委任に基づいて告示によって処分の要件が定められる場合における当該告示をいう。
- (4) 審査基準 申請により求められた許認可等をするかどうかをその法令の定めに従って判断するために必要とされる基準をいう。
- (5) 処分基準 不利益処分をするかどうか又はどのような不利益処分とするかについてその法令の定めに従って判断するために必要とされる基準をいう。
- (6) 行政指導指針 同一の行政目的を実現するため一定の条件に該当する複数の者に対し行政指導をしようとするときにこれらの行政指導に共通してその内容となるべき事項をいう。「要綱」「要領」「手引き」などがこの例である。

### 3 県民意見募集手続の対象としない規則等

次に掲げる規則等を定める行為については、その内容や性質の特殊性からみて、県民意見募集手続の対象としないものとする。

#### (1) 条例の施行期日について定める規則

条例の施行期日を規則で定める場合、当該条例の附則で客観的に定められている施行期日として定めることができる範囲であれば、いずれの期日を定めること

も許容されているものであることから、このような規則について広く県民の意見を求める必要性は乏しいことから適用除外とするものである。

(2) 規則を定める行為が処分に該当する場合における当該規則

規則を定める行為そのものがその適用を受ける者の具体的な法律関係や権利義務に直接影響を及ぼし、法律の執行として個別具体的に行う行政の行為たる「処分」に該当する場合は、県民意見募集手続の対象として適さないと考えられることから適用除外とするものである。

指定調査機関の指定をする規則などがこれに当たる。

(3) 法律の規定に基づき施設、区間、地域その他これらに類するものを指定する規則

前号と同様に、ある法律を個別の事案について具体的に当てはめる行為に当たると考えられるものは、法律の執行として行う個別具体的な行為という性格を有するものであり、一般的抽象的規範（ルール）を定めるものではないことから、適用除外とするものである。

(4) 公務員の給与、勤務時間その他の勤務条件について定める規則等

公務員の勤務条件については、①現に県の職員である公務員にのみ適用されるものであること、②労使の利害の対立を踏まえて定めるものであること、③公務員の労働基本権の制約についての配慮を要することという特殊性から、人事委員会による規則制定がなされ、又は人事委員会による勧告や意見等を勧案して定めるものであるという特殊性にかんがみ、意見募集手続を義務付ける必要性は乏しいと考えられることから、適用除外とするものである。

(5) 審査基準、処分基準又は行政指導指針であつて、法令の規定により若しくは慣行として又はこれらを定める機関の判断により公にされるもの以外のもの

審査基準、処分基準又は行政指導指針は、法又は行政手続条例（平成7年大分県条例第30号）により、公表が義務付けられているが、行政上特別の支障があるとき等一定の場合については、公表するかどうかは、実施機関の政策的判断に委ねられている。

したがって、法令等の規定により公表が義務付けられておらず、慣行として公にされておらず、又は実施機関の政策的判断により公表しないこととされた審査基準、処分基準又は行政指導指針について、その案の段階で公示すべき義務を実施機関に課すことは、それらを公表しないこととした趣旨を損ねることとなることから、適用除外とするものである。

(6) 県の機関の設置、所掌事務の範囲その他の組織について定める規則等

県民の権利利益の保護に資することを目的として、規則等を定める行為について県民意見募集手続を実施することとした趣旨にかんがみ、県の組織内部の事項に関する規則等を適用除外とするものである。

(7) 公務員の礼式、服制、研修、教育訓練、表彰及び報償並びに公務員の間における競争試験について定める規則等

前号と同様の理由により、適用除外とするものである。

(8) 県の予算、決算及び会計について定める規則等（入札の参加者の資格、入札保

証金その他の県の契約の相手方又は相手方になろうとする者に係る事項を定める規則等を除く。)並びに県の財産及び物品の管理について定める規則等(県が財産及び物品を貸し付け、交換し、売り払い、譲与し、信託し、若しくは出資の目的とし、又はこれらに私権を設定することについて定める規則等であってこれらの行為の相手方又は相手方になろうとする者に係る事項を定めるものを除く。)

県の組織内部における会計事務や財産管理事務の処理方法など、県の組織内部の規律を定めるものであるため、適用除外とするものである。

(9) 県と国との関係及び地方公共団体相互間の関係について定める規則等

一般県民と県との関係を規律するものではないため、適用除外とするものである。

4 県民意見募集手続を実施しないことができる場合

行政手続法第39条第4項の規定の趣旨にかんがみ、次に掲げるいずれかの場合に該当するときは、県民意見募集手続に関する要綱第3条第2項の規定により県民意見募集手続の適用を除外することができるものとする。

(1) 公益上、緊急に規則等を定める必要があるため、県民意見募集手続を実施することが困難である場合

社会一般の利益を図るという観点から、①不測の事態が発生し、又は発生しようとしている状況下で、公益を確保するための臨機の対応として実施機関により規則等が定められる必要がある場合、②特に何かが発生し、又は発生しようとしている状況ではないが、現状をそのまま放置すると、公益を損ねる事態が生じかねず、公益を確保するために実施機関により速やかに規則等が定められることが期待されるような場合、③法律又は条例が間近に迫った特定の日限までに規則等を定めることを要請している場合などの意見募集手続を実施する時間的余裕がほとんどなく、その実施が難しい場合にまで意見募集手続を実施することとすると、逆に公益を損ねることにもなりかねないことから、意見募集手続の適用を除外できることとするものである。

(2) 納付すべき金銭について定める法律又は条例の制定又は改正により必要となる当該金銭の額の算定の基礎となるべき金額及び率並びに算定方法についての規則等その他当該法律の施行に関し必要な事項を定める規則等を定めようとする場合

(3) 予算の定めるところにより金銭の給付決定を行うために必要となる当該金銭の額の算定の基礎となるべき金額及び率並びに算定方法その他の事項を定める規則等を定めようとする場合

国会又は県議会で十分に議論され、決定された納付すべき金銭について定める法律又は条例において規定できない部分を補う規則等を迅速かつ正確に定めることが実施機関に求められることであり、また、一年度間の歳出を定める予算の執行のために必要な規律は、一般的には予算成立後迅速に定められることが望ましいことから、実施機関が独自に改めて案を示し、広く一般県民の意見を募集するよりも、議会の意思を正確に把握しそれを正確に実現することが必要であると考えられることから、意見募集手続の適用を除外できることとするものである。

(4) 他の行政機関が意見募集手続を実施して定めた規則等と実質的に同一の規則等を定めようとする場合

上級の行政機関が、下級の行政機関の行う処分に関する審査基準等につき、意見募集手続を実施してこれを定め、当該下級行政機関に対して当該審査基準等を内容とする通達を発した後、当該下級行政機関が、当該通達に従い、これと実質的に内容を同じくする審査基準等を定めようとするような場合においては、他の行政機関である上級の行政機関が実施した意見募集手続が規則等を制定する下級の行政機関のそれと同視し得るため、改めて規則等を制定する実施機関が意見募集手続を実施し直すべき必要性は乏しいことから、意見募集手続の適用を除外できることとするものである。

(5) 法律又は条例の規定に基づき法令の規定の適用又は準用について必要な技術的読替えを定める規則等を定めようとする場合

法律又は条例において、ある対象に対して特定の法令の規定を適用又は準用するとともにその際の技術的読替えについては規則等で規定することが定められている場合において、この技術的読替えは、当該法令の適用又は準用に当たり当然に必要とされるものであって、規則等を制定する実施機関による政策的考慮が働く余地がないことから、意見募集手続の適用を除外できることとするものである。

(6) 規則等を定める根拠となる法令の規定の削除に伴い当然必要とされる当該規則等の廃止をしようとする場合

規則等を定める根拠となる規定を有する法令に関し、当該規定が削除された場合、それに伴い根拠を失うこととなる当該規則等は当然に廃止されることとなる場合については、意見募集手続の適用を除外できることとするものである。

(7) 他の法令の制定又は改廃に伴い当然必要とされる規定の整理、用語の整理、条項又は号の繰上げ又は繰下げその他の形式的な変更等軽微な変更を内容とする規則等を定めようとする場合